

(出納手続)

第5条 加盟団体と事務局の間で別紙様式の請求書及び領収証の発行、受領をもって行う。

(1) 納入(会費、参加料等)

事務局 → 加盟団体 → 事務局 → 加盟団体
請求書 現金 領収証

(2) 経費請求(運営費等)

事務局 → 運営団体 → 事務局
現金 残金・会計報告書

第6条 周陽オープンテニストーナメントの会計は、別途、収支決算報告書を作成し、残金のみを総会資料の「決算報告及び予算(案)」に記載する。

第7条 周陽テニス職域クラブ対抗戦の会計年度は、翌年度の会計処理とする。

(例 2022年3月開催の大会は、2023年度の会計処理とする。)